

指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	公契約関係競売等妨害 又は談合	市川市鬼高四丁目3番5号 京葉ガスエナジーソリューション(株) 代表取締役社長 吉岡 比呂志	令和7年8月13日から 令和8年8月12日まで (12か月間)	第2条第1項 別表第2第5号	R7.8.13	当該業者の元従業員は、千葉県企業局発注の配水管整備工事に関する入札において、企業局の職員から漏洩された設計金額をもとに入札したことから、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月3日に起訴されたため。
2	独占禁止法違反行為	東京都千代田区麴町五丁目 1番地 日本ハイウェイ・サービス(株) 取締役社長 舟久保 公雄	令和8年6月2日から 令和8年12月1日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第3号 及び第4条第3項	R8.6.2	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため。
3	その他の不正 又は不誠実な行為	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心LAタワー30F (株)クリーン工房 代表取締役 川鍋 知恵子	令和8年6月23日から 令和8年7月22日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第11号	R8.6.23	当該業者は、代表取締役(当時)が、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和8年3月27日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。